

(社)日本原子力学会 標準委員会 研究炉専門部会  
第9回 廃止措置分科会 (R3SC) 議事録

1. 日時 2005年7月11日(月) 13:30~17:00

2. 場所 日本原子力発電(株) 2階 第2会議室

3. 出席者 (敬称略)

(出席委員) 岡本〈主査〉, 木原〈副〉, 加藤〈幹事〉, 川妻, 安念, 清田, 工藤, 小林, 小山, 丹沢, 戸塚, 中澤, 西堀, 西村, 見上, 山内, 山中, 渡辺 (18名)

(代理出席委員) 中田(伊藤代理) (1名)

(欠席委員) 田中, 長崎, 保坂 (3名)

(発言希望者) - (1名)

(傍聴者) 井口, 石川, 小藪, 松林, 水越, 村上(督) (6名)

天澤, 石倉, 三本木, 福島, 森田, 山田, 和田(茂), 和田(幸) (8名)

(事務局) 村上(弘)

4. 配付資料

R3SC9-1 第8回廃止措置分科会議事録(案)

R3SC9-2 標準化の進め方(スケジュール)(案)

R3SC9-3 標準案 まえがき, 1, 2, 3章

R3SC9-4 標準案 4章 廃止措置の計画

R3SC9-5 標準案 5章 廃止措置の実施

5. 議事

議事に先立ち, 分科会開催時点で委員22名中, 代理委員を含めて18名が出席しており, 定足数(15名)を満足していることが報告された。

1) 前回議事録の確認

前回議事録について承認された。(R3SC9-1)

2) 標準化の進め方(スケジュール)(案)

加藤幹事より, R3SC9-2 標準化の進め方(スケジュール)(案)により説明が行われた。

◎要旨

・R3SC9-2 標準化の進め方(スケジュール)(案)は, 実績フォローを行ったものである。

・9月から開催が予定されている3専門部会, 標準委員会へ, 標準案としての形を整えて中間報告を行いたい。

・その後, コメントフォロー等を行い, 12月, 1月頃に部会, 委員会へ最終報告, パブコメを行い, 来年の春頃には完成させたい。

3) 標準案 まえがき, 1, 2, 3章について

山内委員より, R3SC9-3 まえがき, 1, 2, 3章の説明が行われた。

◎要旨

・まえがきは, 研究炉の標準(研究用原子炉の廃止措置に関する基本的な考え方:2003)を参考として作成した。

・標準のタイトルをどうするか。→別途議論する。

・1章 適用範囲 に関しては, 2月頃に作成し分科会に提示済みであるが, 今までの分科会の審議状況を反映したものである。

・2章 定義 4, 5章を作成する上で言葉の定義として明確にしたもので, 川妻幹事補佐が取りまとめを行ったものである。

・3章 廃止措置の基本的考え方 は, 1章と同様であるが, 廃止措置としての行為に関する記述は5章と重複しており, 5章が適切であると考え削除した。

◎決定事項

・コメントを踏まえ, 見直しを実施する。

◎質疑・意見等

(1) 1章 適用範囲

・6~12行「この標準が対象と, , , を記載することとする。」は, リクワイヤメント, ガイダンスの標準としてのポリシーであることから, まえがきに移行させ明確にする。

・3行「すべての原子力施設(放射線障害防止法に基づく施設及び埋設施設を除く), 2章定義(4ページ)の「原子力施設, , , 廃棄施設(管理, 埋設)」, まえがき(1ページ)「すべての原子力施設(放射線障害防止法に基づく施設を除く)」と3章 1行「原子力施設(埋設施設を除く)」とあり, 同じ「原子力施設」を言っているにもかかわらず, 整合がはかられていない。

過去の議論のとおり, 本標準で, 原子力施設の定義に埋設を除くことに変わりはない。記載の見直しを実施し, 埋設施設に関しては解説に記載する。

・法令上の定義（炉規法23条）として、原子炉施設は5種類に分類されており、日本に存在しないものもあるが、それを羅列するか。

法律と同じ意味であれば記載不要である。

#### (2) 2章 定義

・5ページ 譲渡 (1) 「, , , 国内の, , , 」海外で再処理することも考えられる。

(2) 「, , , 供給元, , , 返却, , , 」言葉の使い方の不備であり、削除することを含めて表現を見直す。

・2章は、4章、5章との兼ね合いを見て見直しを実施する。

#### (3) 3章 廃止措置の基本的考え方

・3. 1 「, , , 放射性物質（核原料物質及び核燃料物質を含む。以下、「放射性物質等」という。）」と、2章 定義 放射性物質 放射線障害防止法第二条第二項に定める放射性同位元素及び核燃料物質をいう。となっており、重複している。核原料物質を削除する方向で考えているが、削除に関してコメントを受けることとした。

・5行 「廃止措置の実施, , , となると考えられる。」は、法律の記載事項となることから、解説に移行させる。また、「考えられる。」のあいまいな表現は標準としてそぐわないことから、表現を変える。

・3. 2 8行 「但し、設備保全, , , 方法も考えられる。」は、設備保全に対して、供用中も廃止措置期間中も考え方は共通である。但し、運用に関しては多少の相違がでる。「供用期間中と共通である。」として、解説に移行する。

・3. 2 3. 3の表について、使用施設が入っていないことから追加する。

##### ・廃止措置の開始条件

開始の条件を規定するか、施設ごとに条件を作るのは難しい。

開始条件を例示するのか。具体的な措置の内容が必要ではないか。

技術的な開始条件はあるか。

そのために表がある。

・開始と終了の条件は、3. 3項とするのではなく、3. 1の中で明記する。

##### ・3. 3. 2 廃止措置の終了条件

b) に対する議論が必要。どこまで除染するか。

・終了条件は必要か。

4章では完了目標をどのように書くかの観点から記載している。よって、完了目標を明確にしておく必要があり、終了条件の規定は必要不可欠である。

・「なお、a) ~ c) , , , 扱うことができる。」は削除する。

#### 4) 4章 標準案 廃止措置の計画について

川妻幹事補佐、福島常時参加者より、R3SC9-4 4章 廃止措置の計画 の説明が行われた。

##### ◎要旨

・前回（8回）分科会のコメント及び、その後のコメントを反映したものである。

##### ◎決定事項

・前回分科会、その後のコメントをフォローしているものの、今回でも多数のコメントが得られている。考え出すときりが無いが、上の部会、標準委員会でも初めからのスタートとなり、同じようなコメントが出てくる。何らかの答えを出さないと進まないため、附属書、解説に記載すること。

・4章は再度見直す。

##### ◎質疑、意見等

##### ・4. 1. 1 範囲と状況

「また、施設の運転履歴と, , , 明確にする。」はa) b) で記載されているため不要ではないか。

##### ・a) 施設の運転履歴

「廃止措置に影響, , , の要約。」で施設は〇〇〇の用な状態である。というような書き方でよく、事故の履歴までいらぬのではないか。

計画外汚染を行い非管理区域を汚染させたような場合など必要ではないか。

記検で水をこぼしたレベルまで書くのか。

供用期間中で問題とならないようなことまで記載する必要があるのか。

ガイドライン（具体例）が必要。汚染という観点から記載する。

##### ・4. 1. 2 完了目標

サイト開放基準は書けなくても、別の基準でサイト開放する。と書けないか。

本件は、3章の範疇となる。

・4. 1. 2 13ページ 表1 廃止措置計画の施設別項目一覧表 の、原子炉施設を、炉規法32条に規定されている5種類に分けるか。また、製錬施設、貯蔵施設、使用施設等も細かく分けたほうが良いか。

12ページの注記で分かるようになっている。

日本国内で現用され、実際に廃止する可能性のあるものだけを対象とする。

・表1について、各項目の記載の深さに関する事項がない。各施設により記載内容のレベルが全然違うものになるのが当然であるが、何か書けないか。

今後、個別に計画書を作成し、実例が増えるとサンプルが出来てくるか。今の時点で作成するのは非常に難しい。

理想論として項目を詳細に細分化し、〇×をつけていくとできると考えられるが、難しい。

・表中の「16条の2」だけの記載は知っている人にしか分からない書き方で、不親切である。表現を見直すこと。

・4. 1. 3 全体工程 の「全体」は不要ではないか。

(なお、廃止措置, , , 明示する。)は記載方法を見直し、例示を記載すること。

・4. 2. 3 核燃料物質の一時保管

燃料に関し準拠する法令があるはずである。附属書に記載すること。

・4. 2. 4 4. 4. 3 施設の新増設

「災害の防止上支障のないよう計画すること。」「環境の影響上支障のないよう計画すること。」との書き方は定性的すぎる。定量的な表現とすること。附属書で色々な条件を記載してもよい。

・4. 7. 2 事故時における周辺公衆の被ばく線量評価

「事故時」は「最大想定事故」として、これだけを考えればよいのではないか。

例えば分割申請をした場合、(1~3期として仮定)、3期で最大となる場合の1期の申請書をどのように記載するのか。

実用炉の場合、燃料移送の落下事象が最大となることが想定されるが、設置許可申請書に含まれているため、あらためて廃止措置で必要なのか、など色々な問題がある。

事故時のままとする。

5) 5章 標準案 廃止措置の実施 について

加藤幹事、戸塚委員、工藤委員、見上委員によりR3SC9-5 5章 標準案 廃止措置の実施 についての説明が行われた。

◎要旨

・同じフレーズの繰り返し、単純に記載事項を振り分けていた、文末を「しなければならない。」と修正、4章との書き振りを合わせた、一般安全は5. 3に呼び込んだ、5章としての横通しを行い、附属書、解説に移行させたなど、大幅に整理を実施した。また、5. 1 廃止措置の実施における基本的な考え方を追加し、5章としての位置付けを明確にした。

◎決定事項

・コメントを踏まえ、見直しを実施する。

◎質疑、意見等

・4章と5章が表と裏の関係になってきた。双方で矛盾は無いと思うが表現を合わせる。附属書などを供用できるものは供用して構わない。

・18ページ 付表5. 4-1 管理区域の定義 附属書に移行すること。

・言葉の定義に関し、4章では解体と解体撤去を区分して使用している。5章側でも合わせて欲しい。

解体撤去には、解体したものの撤去と解体したものの除染の二通りの意味があり、4章では廃棄物の管理であり、5章では汚染の除去でありカテゴリーが違っている。

明確な理由があればあわせなくても良い。しっかり記載すること。

6) 標準の名称について

まえがきの部分にもあったが、「原子力施設の廃止措置の計画と実施」という名称が提案されている。

対案等あれば、次回提案いただきたい。

7) 標準の作成のクロスチェック

・4章、5章間の整合性をはかるため、4章チーム、5章チームでクロスチェックを実施する。

4章 小林委員、丹沢委員、西村委員、山中委員、渡辺委員

5章 伊藤委員、中澤委員、西堀委員

本日の資料をベースとしてチェックを行う。

コメント期限は今月中とする。

クロスチェックに伴い、本日の標準案の電子データを事務局より送付する。

・次回分科会では、中間報告としてまとめる。

・幹事団にて標準のアブストラクトを作成する。

8) その他

①次回以降の予定

・第10回分科会(予定)：平成17年8月22日(月)、13:30~17:00、日本原子力発電会議室

・第11回分科会(予定)：平成17年9月28日(水)、13:30~17:00、日本原子力発電会議室(3専門部会の開催前に行うこととするため、日程は仮押さえとし、変更がありえる。)

の開催とすることとした。